

フロンティアレター 令和2年 5月号

発行日：令和2年5月1日 発行元：税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ(株) 発行人：森 郁美

ごあいさつ

こんにちは。神田です。事務所のお知らせを復活する為に、ご挨拶をさせていただきます。この時期だからこそ私が毎週勉強している団体で使用しているテキスト【万人幸福の葉】丸山敏雄著に書かれている一節をお伝えしたいと思います。 ※ 希望は心の太陽である。つごうがよいから希望をもつのではない。一生に二度と出くわすことの出来ぬ仕事だから希望をもつのである。天から与えられた命、親からいただいた体、世界にたった一つのこの肉体だから、その前途にもえるような希望を持つのである。うまく行かぬから、のぞみを失うのではない。望みをなくするから、崩れて行くのである。みかけがよく見えたり、悪しく見えたりするのは、ただ表面の変化であり、一時のきまぐれで、かえっておもしろい事である。それは、すでに大きなのびるための、一時の屈曲であり、高くのぼるためのふんばりである。太陽の光と熱が無敵であるように、希望はいくら燈しても尽きる日はない。いくら高めても、高すぎることはない。あなたの仕事に、無上の希望を持ちましょう。あなたの体を、無限の希望でつつみましょう。あなたの人生は、不断の希望の燈火でも立たせましょう。太陽の焔、天日の輝き。希望は、常に若々しい。希望は永遠の光である。(終) これからも長いお付き合いをよろしくお願いいたします。(神田 誠司)

当事務所のコロナ対応についてお知らせ

弊社では新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を受けて、一部、在宅勤務及び時差通勤を行っております。また、平日に関しましては三密を避けて少人数が出勤し、お客様からのお電話等に対応しております。

お客様とお打ち合わせにつきましては、お客様・弊社職員の安全確保と感染拡大防止の為、出来る限り対面でのお打ち合わせは避け、電話・メールでのお打ち合わせとさせていただきます。関係者の皆様におかれましては、何卒ご協力の程お願い申し上げます。

(宮崎 一佳)

コロナ対応税制

毎日、新型コロナの報道が続いていますが、国税庁も4月、新型コロナウイルス対応の質疑応答(FAQ)を更新しました。ここではその中から該当しそうなケースをご紹介します。

〇新型コロナウイルスにより業績の悪化が見込まれるため役員報酬を削減：業績悪化事由に該当

通常は期首から3か月以内に改定する場合のみ定期同額給与に該当し損金算入できますが、経営状況が著しく悪化した場合は期中での改定でも改定前・後のいずれも定期同額給与に該当することになっており、コロナウイルスによる場合もこれに準じて判断されます。

〇新型コロナウイルスに関連して個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給される場合の課税関係

- ・小学校休業等対応助成金：課税（事業所得）
- ・小学校休業等対応支援金：課税（事業所得）
- ・雇用調整助成金：課税（事業所得）
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の割引券：課税（雑所得）

〇税制措置

- ・納税の猶予制度の特例
- ・テレワーク等のための中小企業の設備投資促進税制
- ・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払い戻し請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- ・特別貸し付けにかかる契約書の印紙
- ・持続化給付金 コロナウイルスの影響で売上が前年同月比 50%以上減少している事業者。中小企業・個人事業者が対象。給付金の上限は法人 200万円、個人 100万円。

(森 郁美)

編集後記

こんにちは。永澤です。昨年6月にぶなの森会計社からフロンティア会計の一員となりもうすぐ1年がたとうとしています。フロンティア会計のお客様にお目にかかる機会はまだまだ少ないですがこの頃は電話を取らせていただくこともありますので誰かなと思われた方もいらっしゃるかもしれません。ぶなの森会計社からのお客様には変更などでご迷惑おかけしたことも多かったと思います。本当にありがとうございます。これからもよろしくお願いいたします。

1年前には世の中がこのような状況になっているとは思いませんでした。

皆様大変な時期をお過ごしだと思いますが、どうぞお気をつけてくれぐれもご自愛くださいませ。

(永澤 祐美子)

税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ株式会社

川崎市川崎区東田町 11-22 FTKビル 5F

☎044-230-4110 ㊟044-230-4111 U R L : <https://partners.co.jp>

【アクセス】

